

県外で定期予防接種を希望される方へ



善通寺市に住民登録のある方が、里帰り出産・施設入所等、香川県外の医療機関で定期予防接種を受ける場合、事前の申請により費用の一部が払い戻されます。

【対象となる予防接種】

種類ごとに定められている接種回数を対象期間内に接種する場合があります。

子ども
ヒブ・小児用肺炎球菌・二種混合・三種混合・四種混合・五種混合・不活化ポリオ・B型肝炎・麻疹風しん(MR)・水痘・日本脳炎・BCG・ロタ・子宮頸がん
大人
<ul style="list-style-type: none">・成人用肺炎球菌(65歳の方のみ)・带状疱疹(年度年齢で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方)・高齢者インフルエンザ(65歳以上の方、60歳以上65歳未満の方^{※1}) ※1…60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方についても対象となります。(身体障害者手帳1級に該当する方)・新型コロナウイルス感染症(65歳以上の方、60歳以上65歳未満の方^{※2}) ※2…60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方についても対象となります。(身体障害者手帳1級に該当する方)・風しんの追加的対策におけるMR第5期予防接種(該当者のみ)

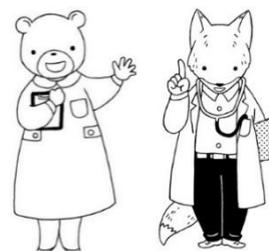
【助成金額】

予防接種に実際に要した費用(接種費用)と本市の委託契約に基づく委託料(委託料)のいずれか少ない額を助成します。必ずしも接種費用の全額が返金されるわけではありません。

成人用肺炎球菌、带状疱疹、高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症については、接種費用から本市の定める自己負担金を差し引いた額と委託料から本市の定める自己負担金を差し引いた額のいずれか少ない額となります。

【申請の手続きについて】

予防接種費用の償還払いについては、事前の申請が必要になります。
詳しくは、裏面をご確認ください。



問い合わせ先：善通寺市役所 保健課 (0877-63-6308)

予防接種費用の償還払い申請手順

◆接種前にすること

1. 依頼書の申請をする前に、以下のことをご確認ください。

- ・接種を希望する医療機関が県外接種に対応しているか、事前に医療機関に確認をお願いします。
- ・出生前の申請は対応しかねますのでご了承ください。

令和7年度予防接種の
各種手続きについて



2. 予防接種実施依頼書交付申請書の申請手続きをしてください。

- ・郵送での手続きを希望される方は、右図のQRコードより様式をダウンロードいただき、保健課までご郵送ください。
- ・申請受理から依頼書発行・発送まで約1週間程度かかります。余裕をもって申請してください。
- ・依頼書の内容に変更があった場合(有効期間の延長、医療機関の変更、接種する予防接種の種類など)は、再度お手続きが必要です。

※生活保護受給者や市民税非課税世帯に属する方は、事前の申請により、接種費用のうち、本市の定める自己負担金が無料となります。

自己負担金免除申請に関する詳細は、下部のQRコードよりご確認ください。窓口でご相談ください。

自己負担金免除申請について



3. ご希望の送付先へ必要書類をお送りします。

手続き完了後、予防接種実施依頼書や償還払いに必要な書類をお送りします。

書類が届いたら、事前に予約した医療機関で予防接種を受けてください。

接種費用については、いったん全額自己負担となります。医療機関窓口にてお支払いください。

◆接種した後にすること

4. 接種後、償還払い申請手続きをしてください。

接種後、下記の必要書類等を揃えて、保健課へ申請してください。(郵送でも可)

※接種を受けた日の翌日から1年以内(必着)にご提出ください。

必要書類

- ・予防接種費償還払い申請書兼請求書
- ・領収書と明細書の原本 ※予防接種の種類・単価・接種日が記載されていること
- ・予防接種の記録が記載されているものの写し ※母子健康手帳、予防接種済証
- ・予診票の原本又はその写し(善通寺市発行のもの) ※署名、日付等記入漏れがないかご確認ください。
- ・振込先の口座番号と名義人が確認できるものの写し(通帳やネット銀行の基本情報ページ等)
- ・自己負担金免除証明書(該当者のみ)

5. 予防接種費償還払い交付決定等通知書を申請者宛てにお送りします。

申請受理月の翌月中旬頃に発送いたします。

6. 接種費用を申請書記載の口座へ振り込みます。

交付決定から指定口座へのお振り込みまで、1か月程度要します。

※予防接種後、副反応がみられた場合は、接種した医療機関にて受診をお願いいたします。

また、副反応による健康被害が生じた際には、予防接種法に基づく救済が受けられます。申請方法等については、保健課までお問い合わせください。

問い合わせ先：善通寺市役所 保健課 (0877-63-6308)